

年　月　日

愛知県後期高齢者医療広域連合長

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	
-------	--

決定理由		年度仮徴収額 円
------	--	-------------

保険料算定の基礎

前年度保険料額		仮徴収額
	×	

年度保険料額（ 年度1年間加入していただいたものとみなした保険料額）を年金支給回数（※）で割って算出しています（100円未満切り捨て）。

※4月から特別徴収が開始される場合=6で割って算出しています。

※6月から特別徴収が開始される場合=5で割って算出しています。

※8月から特別徴収が開始される場合=4で割って算出しています。

◎ 年中の所得に基づく 年度の保険料額は、 月にご通知いたします。

◎賦課の根拠等につきましては裏面をご覧ください。

年度 後期高齢者医療保険料特別徴収(開始)納入通知書(仮徴収)

年　月　日

高浜市長

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収を年金から特別徴収（仮徴収）しますので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
		生年月日	

徴収方法等	
徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

期別保険料額		
特別徴収月	特別徴収額（円）	
仮徴収	4月	
	6月	
	8月	
年度	仮徴収額	

年中の所得に基づく 年度の保険料額は、

月にご通知いたします。

本通知書に関する詳しいことは、下記までお問合せください。

高浜市役所

電話

◎徴収の根拠等につきましては裏面をご覧ください。

《賦課の根拠等について》

1. 賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。

2. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県の後期高齢者医療審査会（電話_____）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求が裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、愛知県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

愛知県後期高齢者医療広域連合

《後期高齢者医療保険料徴収の根拠等について》

1. 徴収の根拠

後期高齢者医療の被保険者資格を有する者に対して愛知県後期高齢者医療広域連合が賦課決定した保険料額に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律及び高浜市後期高齢者医療に関する条例の規定により徴収します。

2. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（代表者は、市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

連絡先

高浜市役所

電話_____